

若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務委託仕様書

I 総則

1 適用範囲

本仕様書は、奈良県(以下「甲」という。)が、委託事業者(以下「乙」という。)に委託して実施する若年消費者トラブル防止のための映像教材制作業務(以下「本業務」という。)について必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

民法改正による成年年齢引き下げに伴い、当県においては消費者庁作成教材「社会への扉」の全高等学校等における活用を目指している。これを受けて、「社会への扉」の事例内容をイメージできるよう、若年者に多いトラブルの手口を紹介した映像教材を制作する。

3 契約期間、納期及び納入場所

- (1) 契約期間 契約締結日から平成31年3月15日(金)まで
- (2) 納期 平成31年3月15日(金)
- (3) 納入場所 奈良県消費生活センター

4 映像コンテンツの概要

- (1) 映像内容 以下に掲げる若年者の消費者トラブルについて分かりやすく紹介し、視聴者に問題提起するような内容とすること
 - ① 契約に関する基礎知識
 - ② クレジットカード、デビットカードによるトラブル
 - ③ SNSで拡散する情報商材トラブル
 - ④ エステの契約トラブル
- (2) 映像時間 2分程度を4種類
- (3) 映像の納品方法
 - ・ブルーレイ方式(一般的なブルーレイプレイヤー・PC等で再生ができること)
 - ・ブルーレイ形式以外にDVD形式やMPG、F4V等、県の指定するデータ形式でも納品(ウェブサイト、カードプレイヤー、デジタルサイネージでの使用を想定)。形式については後日指定(最多6種類)
- (4) 映像の活用 消費生活センターで実施する、「社会への扉」を活用した消費者教育講座での上映のほか、インターネット配信等、多様なチャンネルを活用した情報発信を行う。

5 成果物の検査・納品

本業務の成果品については、甲の検査を受けた後、納品するものとする。

6 貸与資料

制作にあたっては、甲作成の4の(1)の映像内容の概要及び一般的な消費者トラブルの概要のテキストを提供する。

そのほか、甲が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。なお、甲から貸与された行政資料等については、乙は破損、紛失のないよう取扱いに十分注意するものとする。

7 秘密の遵守

乙は、本業務実施中に生じるすべての成果品を、甲の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に洩らしてはならない。

8 著作権等の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、発注者である甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、甲の事業において改変の必要があれば協議のうえ、決定する。
- (3) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- (4) すべての情報発信において、映像、音楽、俳優、ナレーター等、後の年度において甲の費用負担が発生することはしないものとする。

9 映像制作にかかる撮影許可・写真等の使用

乙は映像制作にかかる撮影許可・写真等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行うものとする。ただし、所有者等の意向により甲が直接申請を行う必要がある場合は甲が行うものとする。

II 業務内容

10 制作の概要

(1) 映像コンテンツの実施構成

- ・絵コンテの作成
- ・シナリオの作成
- ・ナレーション原稿の作成

(2) 映像コンテンツの制作

- ・映像の作成
- ・ナレーション、セリフ、効果音、音楽の制作・収録等
- ・映像コンテンツのブルーレイディスク、DVDディスクへの収録
- ・日本語字幕の制作
- ・配布用DVDの制作(字幕有無、すべての映像を1本化、メニュー画面、レーベル、トールケース、ジャケット印刷)

(3) 動作テスト及びテスト上映

- ・動作テスト及びテスト上映を甲の指定する場所にて行うこと。

11 計画・準備

乙は、本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握したうえ、業務実施にあたっての実施内容及び作業工程を示した業務実施計画書、その他甲が指示する書類を作成し、甲の承認を得るものとする。

12 打合せ会議

本業務を遂行するにあたり甲と乙は、必要に応じて協議を実施する。なお、乙は打合せ協議簿を作成し、甲の承認を受けた上で提出するものとする。

III 成果品

13 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

- (1) 映像コンテンツを収録したブルーレイディスク・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (2) 映像コンテンツを収録したDVD・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部

- (3)映像コンテンツ（MPG等）を収録したデータディスク・・・・・・・・・・2部
- (4)配布用DVD（PPケース含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・50部
- (5)シナリオ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部（データも提供）
- (6)ナレーション原稿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (7)字幕抜き映像コンテンツを収録したブルーレイディスク・・・・・・・・・・1部
- (8)字幕抜き映像コンテンツを収録したDVD・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (9)その他必要と認めたもの

IV その他

14 第三者への再委託について

乙は、本業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。また、企画提案書に記載した再委託先についても契約時に承諾を受けること。

15 仕様変更

乙は、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とするときは、あらかじめ甲と協議の上、承諾を得ること。

16 公契約条例に関する遵守事項

『<別紙>公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）』を遵守すること。

17 その他

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

<別 紙>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。